媒体名	日本経済新聞
掲載日	2023.12.27
掲載面	朝刊３８面

個人宅配ドライバー事故増加

安全講習、2年ごと義務化

国交省検討、適性診断も

個人ドライバーが中心の軽貨物運送事業者に対し、国土交通省は26日、安全知識を学ぶ講習や運転の傾向などを判断する「運転者適性診断」を受けるよう新たに義務付ける方針を明らかにした。ネット通販の普及で参入が増える一方、事故も5年間で3割近く増えている。運転手不足による物流の「2024年問題」が迫る中、人手確保と安全性の両立を図る。

26日に開かれた運送事業者や通販事業者側との協議会で方針を示した。今後は貨物自動車運送事業法など法令改正も検討し、実施時期も詰める。

鶴田浩久物流・自動車局長は協議会で「安全確保のためにどういう義務があるのか認識をしていない事業者もいる。安全な輸送環境に向けて協力をお願いしたい」と述べた。

貨物宅配は黒ナンバーの軽貨物車を使う貨物軽自動車運送事業（軽貨物運送事業）と、緑ナンバーのトラックなどを使う一般貨物自動車運送事業に大きく分けられる。一般貨物運送事業は許可制で、安全管理を担う運行管理者の配置が義務付けられている。

これに対し、軽貨物運送事業は各地の運輸局への届け出制で、個人ドライバーが大半を占める。運行管理者の配置も不要で、安全知識を学ぶ機会が乏しかった。

同省は新たに軽貨物運送事業者に対して「貨物軽自動車安全管理者」（仮称）を選び、安全面に関する知識を学ぶ講習を選任時と2年ごとに定期受講するよう義務付ける。個人ドライバーの場合は本人が管理者を務める必要がある。負担などを考慮し、一般貨物運送事業者の運行管理者と異なり、試験などの資格要件は設けない。

車を運転する際の傾向などを判断する運転者適性診断の受診も必須とする。シミュレーターなどを使って運転時の癖や交通状況の判断能力などを診断し、運転面の改善点を指導する。診断の実施時期は、軽貨物事業の開始時のほかドライバーが65歳以上の場合の3年に1度、事故を起こした後の3ケースを想定する。

死傷者が出るなど一定規模の事故を起こした場合、国への報告を義務化する。軽貨物運送事業者の行政処分に関する情報も国交省のホームページで公表する。

ネット通販の拡大による宅配需要の高まりを受け、軽貨物運送事業者は21年度に20万9250業者と10年で3割増えた。国は22年10月に軽貨物運送で軽貨物車に加えて軽乗用車も利用できるよう規制を緩和した。アマゾンジャパン（東京・目黒）は個人事業主のドライバーに配送を委託する際、軽乗用車の使用を認めている。

一方で、事故も相次いでいる。21年の軽貨物車による事故は4616件と16年から26%増。そのうち死亡・重傷事故は21年に365件と5年間で8割増えた。軽貨物車以外は減少傾向にあり、軽貨物運送の安全対策が課題となっていた。

背景に長時間労働の横行や荷主に対して立場が弱いことなどもあるとみられる。国交省は並行して運転時間の基準順守を励行するほか、荷主に対して違反原因行為をしないよう働きかけを強める方針だ。

（村越康二）

新たに検討する軽貨物の安全対策

「貨物軽自動車安全管理者」（仮称）を新設し安全管理講習の受講義務化
運転者適性診断の受診必須に
一定規模以上の事故を起こした場合に国への報告義務付け
行政処分などの情報を国交省のホームページで公表
過労運転や過積載への注意を促す指針を作成

軽貨物車で近年死亡・重傷事故が目立つ

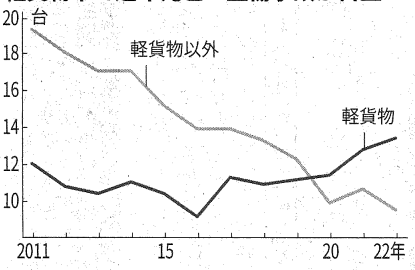

（注）1万台あたりの件数。国交省への取材を基に作成